

# (仮称)逗子市 市民参加条例 検討委員会報告書

平成 17 年 3 月

この情報は、逗子市  
情報公開条例に基づき  
交付したものです。  
逗子市

## ■はじめに

平成 9 年に大阪府箕面市で最初の市民参加条例が制定され、その後も市民参加条例の制定を進めている自治体が増えています。

逗子市には、1980 年代からの池子米軍家族住宅建設に関わる様々な市民運動の歴史があります。例えば、住民投票条例制定の直接請求、市長解職請求、議会解散請求など、直接的な住民意思の表明が相次ぎました。そのような歴史的背景もあり、わたしたち逗子市民は積極的に市政に参加しようとする意志をもっており、これまでも市政の様々な場面で市政に参加をし、一人ひとりの思いを伝えてきています。

しかしながら、このような市民参加の対象や目的、方法について逗子市としてのルールが制度として明文化されていません。このことは“将来にわたって市民参加が継続的に保障されていない”という、制度的に不安定な状態にあるといえます。

このようなことを背景に、平成 15 年 11 月に公募市民、逗子市市民活動推進検討協議会委員経験者、学識経験者、職員から構成された「(仮称)逗子市市民参加条例検討委員会」が設置され、“逗子の市民参加のルール”について検討を開始しました。16 回の委員会、一般市民も参加した“市民参加条例を考えるフォーラム”、また委員有志であつまった勉強会を開催し、そこでの議論やたくさんの方からいただいた意見を踏まえ、市民参加条例素案骨子をまとめましたので報告いたします。

# ■もくじ

## 1. 市民参加条例骨子案

(0)	前文	2
(1)	目的	2
(2)	用語の定義	3
(3)	基本理念	3
(4)	市民の権利	4
(5)	市民の役割	4
(6)	市の機関の役割	5
(7)	市民参加の対象	5
(8)	市民参加の方法	7
(9)	パブリックコメント手続	8
(10)	審議会等	9
(11)	市民参加の実施	9
(12)	住民投票の実施	10
(13)	(仮称)市民参加システム審査会	11
(14)	その他の提言	11

## 2. 資料

(1)	(仮称)逗子市市民参加条例検討委員会開催状況	12
(2)	(仮称)逗子市市民参加条例検討委員会の設置及び運営に関する要綱	13
(3)	(仮称)逗子市市民参加条例検討委員会委員名簿	14

### ～参考～

(仮称)逗子市市民参加条例検討委員会“中間報告書”

「…市民の声を市政に反映させるために…市民参加の条例(ルール)をつくります。」

# 1. 市民参加条例骨子案

- (0) 前文
- (1) 目的
- (2) 用語の定義
- (3) 基本理念
- (4) 市民の権利
- (5) 市民の役割
- (6) 市の機関の役割
- (7) 市民参加の対象
- (8) 市民参加の方法
- (9) パブリックコメント手続
- (10) 審議会等
- (11) 市民参加の実施
- (12) 住民投票の実施
- (13) (仮称)市民参加システム審査会
- (14) その他の提言

※条例骨子案中にでてくる「検討委員会」とは、「(仮称)逗子市市民参加条例検討委員会」のことを指しています。

これまでに検討委員会宛てにいただいたご意見(委員会を傍聴された方からのご意見、フォーラムでのご意見、その他任意にいただいたご意見等)につきましては全委員で情報として共有し、それらを踏まえた上でこの報告書を作成してあります。

## (0)前文

私たち逗子市民は、市民生活をより豊かで快適なものにし、逗子市がより住みやすいまちになることを望んでいます。そのためには、より多くの市民が市政にかかわり、市政を更に発展させていくことが必要だと考えます。

私たち市民は、地方自治の主役であり、市政に参加する権利があります。市民もまちづくりに責任と自覚を持って積極的に参加し、市民の持つ知識や経験などの叡智を反映させていくことが大切です。

そのためには、市政についての情報を市民がいつでも知ることができ、市民がどのように市政に参加できるかのしきみを決めておくことが必要です。そのため、市民が市政に参加するためのルールをまとめた「逗子市市民参加条例」をここに制定します。

### 【考え方】

- 前文では、逗子市の目指す将来像を提起するとともに、条例策定に至る経緯についてふれています。
- 平成12年4月に地方分権一括法が施行されたことがひとつの契機となり市政運営へより一層の市民参加が期待されており、こうした地方分権の流れをより確実なものにするために、これまでも行われてきた市民参加についてのしきみを定めることとします。

## (1)目的

○この条例は、市の行政活動における市民参加の対象及び方法等を定めることにより、市民の望む豊かで快適なまちづくりを目指すことを目的とします。

### 【考え方】

- 市民参加の基本的な事項(「(5)市民の役割」、「(6)市の機関の役割」、「(7)市民参加の対象」、「(8)市民参加の方法」等)について定め、今後市政の運営にあたる際の、全庁的なスタンダードルールとして位置づけます。
- 「市民の望む豊かで快適なまちづくり」については、「(0)前文」の第1文の趣旨をあらためて条例制定の目的として規定しました。

## (2)用語の定義

○「市民参加」とは、市が市民の参加を保障すべき行政活動において市民が意見を述べ、市政を推進することをいいます。

○「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会をいいます。

### 【考え方】

- 市民参加とは「(7)市民参加の対象」で挙げた事項について、市が意思決定をするプロセスにおいて市民意見の反映を図るものとし、それをもって「(0)前文」で述べた民意を反映したまちづくりを目指すものとしします。
- 「参画」という表現もありますが、「参加」との使い分けについてあいまいな部分もあるため、市民にとってわかりやすく、より一般的に使用されている「参加」という表現を用います。
- 市民の定義については、市民参加の対象や方法等によって、対象となる市民の範囲が異なり、条文で限定的に示すことは困難であるため、敢えて市民の定義はしないこととしました。但し、対象となる市民の範囲については、市民参加の対象となる事項について、より多くの市民が参加できるようにするために敢えて条文での規定をしないものであり、市の機関が恣意的に対象となる市民の範囲を小さくするためのものではありません。
- 検討委員会では、議会は市長と異なる代表制を持つ機関であることから、市の組織のうち議会を他の組織と切り分けて検討を進めてきました。市の機関として議会を含めず執行側の機関としての範囲を明確にしました。

## (3)基本理念

○市民参加は、市民一人ひとりが権利と役割を自覚し、積極的かつ主体的に知識と知恵を使って、生活に根付いた考えを市政に生かすことで市民自治を実現させることをいいます。

### 【考え方】

- 市民参加とは市民の権利と役割を十分に自覚したうえで、積極的かつ主体的に市民が今までの経験から得た市民知(生活に根付いた考え)を市政に生かすことで、市民自治の実現を目指すことを市民参加の基本の理念として明記しました。

## (4)市民の権利

- 市民は、それぞれに立場において、行政活動に参加する権利をもちます。
- 市民は、参加すること又は参加しないことで不利益な取り扱いを受けないものとします。

### 【考え方】

- 市民参加について、性別や国籍、年齢など個人の社会的属性や生活状況の相違等にかかわらず、すべての市民が平等に参加する権利をもっているものとします。
- 市民参加は、市民一人ひとりの意思に基づいて行われるものであり、市民の自主性や自立性が尊重されなければならないものとし、参加の自由、権利としての参加を重視しています。

## (5)市民の役割

- 市民は、市民参加するときには、自らの行動と意見に責任を持ち、他の市民の参加の権利に配慮し、良識を踏まえた参加を行うように努めるものとします。
- 市民は、自由な意見を活発に出すとともに、必要な場合には相互に配慮した合意形成に努めるものとします。

### 【考え方】

- 市民は、市政への参加について、自らの行動と意見に責任を持って参加を行い、また他の市民の参加の権利にも十分に配慮し、良識を踏まえた参加をすることを市民の果たす役割としました。
- 市民参加自体を役割とするのではなく、参加した場合のスタンスを市民の役割として規定してあります。
- 「罰則を課すなど、市民参加を市民の義務とすべき」との市民意見がりましたが、市民参加はあくまで市民一人ひとりの意思によるもので、参加すること又は参加しないことは当然自由であるものとし、市民参加を強制する規定はしないものとします。

## (6)市の機関の役割

- 市の機関は、市民に対して、市政に関する情報を積極的に提供するものとします。
- 市の機関は、市民が市政に関わる参加の機会を積極的に確保するよう努めるものとします。
- 市の機関は、市政について市民参加の手続を経て提言された意見を尊重し、施策に反映させるよう努めるものとします。
- 市の機関は、市民に対し説明責任を果たすよう努めるものとします。

### 【考え方】

- 逗子市では「逗子市情報公開条例」に基づく情報の公開や提供について規定がありますが、市民参加にあたって最も重要である「情報の提供」について、あらためて役割として明記しました。
- 「参加の機会」とは、「(8)市民参加の方法」にある、「パブリックコメント手続、審議会等、ワークショップ等、公聴会等、その他」の市民参加の手続をいいます。
- 市民参加を行った際に出された意見を尊重し、施策に反映するようにできるだけ広い視野にたって幅広い観点から検討をするものとします。
- 市民に対しての説明責任について明記してあります。様々な参加方法により寄せられた市民意見(審議会等から出された答申や報告も含む。)について、取り入れられない部分についても、市民に対し十分に説明をするよう努めるものとします。

## (7)市民参加の対象

- 市民参加の対象となる事項(以下「対象事項」という。)は、次のとおりとします。
  - ① 市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
  - ② 市民に少なからぬ影響を与える方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限する条例等の制定及び改廃
  - ③ 市民に少なからぬ影響を与える制度の導入及び改廃
  - ④ 主に市民が使用する公共施設の設置に係る計画等の策定又は変更
  - ⑤ その他市民参加が必要と認められる行政活動
- ただし次のいずれかに該当するものは、市民参加の対象としないことができます。
  - ① 緊急を要するもの
  - ② 実施基準が法令に規定されているもの
  - ③ 軽微なもの
  - ④ 市の機関の内部事務処理に関するもの
- 上の「①緊急を要するもの」に該当することを理由に市民参加手続を実施しなかった場合は、その対象事項終了後できなかった理由及びその対象事項の内容について市民に速やかに公表するものとします。
- 対象事項については、原則として事前に(仮称)市民参加システム審査会に、実施する市民参加の方法やその時期などについて諮るものとします。

## 【考え方】

- 対象となる事項の要件として、他市での事例を見ると「重大な影響を与える」という表現が用いられていますが、市の機関の恣意で対象事項の範囲を小さくさせないために「少なからぬ影響を与える」という表現で恣意的な取り扱いを防いでいます。さらに原則として事前に(仮称)市民参加システム審査会へ対象事項について諮問をすることによって、対象事項の妥当性を担保します。
- 「計画」とは、例えば男女共同参画プラン、次世代育成支援行動計画、高齢者保健福祉計画、環境基本計画、都市計画マスタープラン等をいいます。
- 「方針」とは、例えば市町村合併、池子米軍家族住宅建設に関する事項、総合的病院の誘致等についての市の方針をいいます。
- 「条例」とは、環境基本条例、まちづくり条例、情報公開条例、自転車等の放置防止に関する条例、空き缶等の散乱防止等に関する条例等をいいます。
- 「制度」とは、情報公開制度、個人情報保護制度等をいいます。
- 「公共施設の計画」とは、建設や改修等に関する基本計画及び基本設計等をいいます。ここでは公共施設の事業費の多寡により対象となるか否かの判断をするのではなく、あくまでその施設と市民とのかかわりを重視しています。
- また、ここにあげた対象事項に該当しない事項についても市の機関が市民参加を行うことが適当であると判断した事項については、市民参加を行うことができるものとなりました。
- 市民参加の対象から除外する事項としては、人事の異動や会計処理などの内部事務や市民参加をする時間的余裕がない緊急に行わなければならない事項、法令の基準に基づいて行うもの、明らかに市民参加が必要でない軽易な事項とします。
- 市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの(地方自治法第74条の請求権から除外されるもの)等についても、市民参加の対象の除外規定を設けないこととします。これらの事項については他市の例では除外規定を設けている場合が多くみられますが、逗子市ではこれらの事項についても情報公開の対象となり市民に情報として公開すること、また市民の負担を多くする提案についても、負担を多くする理由について十分に説明をすることで、安易に市民の負担が増えるという理由だけで反対をする市民は多くはないと考えたからです。むしろ税の正しい使い方として適正な受益者負担については、賛成をする声も多いのではないかと考えたからです。
- 対象事項については、原則として当該年度に実施する予定の事項について、事前に(仮称)市民参加システム審査会に市民参加の実施の方法等(対象事項、方法、時期等)を諮るものとし、(仮称)市民参加システム審査会は実施の方法等について、市長に対して意見を答申するものとし、市長は(仮称)市民参加システム審査会からの意見に基づき、市民参加の実施の方法等について再度検討を行うものとし、

## (8)市民参加の方法

○市の機関は、市民参加の対象となる事項について次の①から⑤のうち当該施策に適切であるものを、複数選択して実施しなければならないものとします。

- ① パブリックコメント手続
- ② 審議会等
- ③ ワークショップ等
- ④ 公聴会等
- ⑤ その他市の機関が適当と認める方法

### 【考え方】

- 市民参加の方法にはそれぞれ利点と欠点があることから、適切であるものを市の機関が複数選択して実施するものとします。複数の方法を実施させることで、市民参加の方法による偏りを減らせる可能性があり、より多くの市民参加を得ることができると考えたからです。
- 市民参加の方法については、社会状況の変化や時間の経過と共に市民参加の方法が進化し続けていることから、ここでは例示することに留めました。
- 「パブリックコメント手続」、「審議会等」に関しては、「(9)パブリックコメント手続」、「(10)審議会等」でその実施方法等について規定しています。
- 「ワークショップ等」は、市民と市の機関とで白紙の段階からともに成果品を検討していく過程を含む会合とします。
- 「公聴会等」は、市の機関が政策等について広く市民からの意見を聴取するため開催するものをいい、市民フォーラム、タウンミーティング、説明会等を含みます。
- 「その他市の機関が適当と認める方法」とは、例えばアンケート、モニター方式、意見交換会などの手続きをいいます。
- 市民からの提案を受ける「市民政策提案制度(簡易イニシアティブ)」についても検討する必要性があると考えます。

## (9)パブリックコメント手続

- 市の機関は、パブリックコメント手続により意見を求めようとするときは、事前にその案を広く市民に説明し、それに対する市民の意見を十分に聞くとともに、市民意見の採否及びその理由について公表をしなければならないものとします。
- 市の機関は、重要な計画や条例の策定又は改廃及び大規模な公の施設の計画の策定又は改廃をするときは、パブリックコメント手続を行わなければならないものとします。

### 【考え方】

- 出来る限り多くの市民が対象事案に関心を持つようにするため、市の機関が市民に案を提示する際には、できるだけわかりやすく説明し、提出された意見の採否についての説明責任を果たすことを義務づけました。
- 重要な計画や条例または大規模な施設については、パブリックコメント手続を必ず実施するものとし、これにより市民誰もが参加することが可能となるようにします。
- パブリックコメント手続に意見を提出できる者については、パブリックコメント手続の対象事項が私権を制限される規制等に限られないので、在住在勤等の市民の要件をはずし、広く何人に対しても認めてもいいのではという意見もありました。
- パブリックコメント手続の問題点として、組織票について、また出された意見に従って市の機関が元の案を修正した場合に元の案に賛成した立場はどうなるのか、といった意見がありましたが、パブリックコメント手続は投票ではないので、多くの意見があったからといって、そうした意見を採用すべきとするものではありません。むしろ、市の機関が違った意見を多く聞き、そうした立場を理解した上で、よりよい案を選択していくための過程であると考えます。
- 対象事項によっては、素案、中間案、最終案の多段階での実施も検討すべきと考えます。

## (10) 審議会等

- 市の機関は審議会等を設置しようとする場合は、原則として市民の公募委員を加えるものとします。
- 審議会等の会議は、事前に開催を市民に公表し、原則として公開するものとします。ただし、逗子市情報公開条例第 20 条第 1 項各号の規定に該当する場合は公開しないことができるものとします。

### 【考え方】

- 市の機関は、公募委員の選任にあたっては、男女比や地域構成、他の審議会等の委員との兼職状況を考慮し、また適切な人数の公募委員を入れ、幅広い市民の多様な意見が反映され、様々な観点が入って有効な議論が成り立つように配慮するものとします。
- 公募委員について原則規定としたのは、審議会等によっては、個人のプライバシーについて検討をするもの、また高度に専門的な知識が必要なものなど審議会等によっては委員を公募することがなじまないケースがあることを想定したからです。
- 審議会等は、会議の進捗状況や審議の過程を公開するように努めるものとします。これにより適正な進行と議論の公平性について担保することができると思っています。

## (11) 市民参加の実施

- 市の機関は、行政活動の適切な段階で市民参加を実施しなければならないものとします。
- 市の機関は、市民参加を実施する場合は、できるだけ多くの市民の参加を得るよう努めるものとします。

### 【考え方】

- 「適切な段階」とは、「企画立案→実施→評価」という過程全体の中における適切な段階と、「企画立案」、「実施」、「評価」の各段階の中での適切な時期(早期、中期、終期)を差しています。
- 市の機関は、最も効果的かつできるだけ早い段階で市民参加を行うように努めるものとします。
- 市の機関は、市民参加を実施する際には、様々な状況にある人にも配慮し、できるだけ多数の市民の参加を得られるよう努めるものとします。

## (12)住民投票の実施

- 市長は、市政の重要事項に係る事案について別に定める市民からの請求があるときは住民投票を実施しなければならないものとします。
- 市長と議会は住民投票の結果を尊重するよう努めるものとします。
- 住民投票については別途条例で定めます。

### 【考え方】

- 市長は、住民投票を実施するときには市民が適切な情報に基づいて判断が可能になるよう十分な情報提供をするよう努めるものとします。
- 検討委員会では、発議権について「市民、市長、議会」の3者に発議権を与えるべきとの意見と、「市民のみ」に発議権を与えるべきとの両方の意見がありました。「市民、市長、議会」に発議権を与えるべきとの意見は、市長、議会は現行の地方自治法によっても住民投票の条例案を提案できますが、条例案を作成し議会での議決を要するなど、住民投票を実施するまでの手続に多くの時間を必要とし、緊急の課題が発生した場合に早急に住民投票を実施することができないケースも想定できるため、一定の要件を満たせばすぐに住民投票ができるようにしておく必要があるとの見方です。また「市民のみ」に発議権を与えるべきとの意見は、市長、議会に発議権を与えると、市長と議会が対立した場合などに、住民投票以外の市民参加の方法を十分に取らずに、安易に住民投票に頼ってしまうケースが考えられるとの見方です。住民投票を行うには相当の費用がかかるため、安易な住民投票の乱発は市民にとってはマイナスとなるため、そういった可能性がある以上は、市民参加条例による市長、議会の発議権は認めるべきでないとの意見です。
- 検討委員会では、市民発議に必要な署名数については、投票資格者総数の「4分の1以上」と「5分の1以上」との2つの意見がありました。市長の解職請求に必要な「有権者の3分の1以上」の署名数について、逗子市では過去に実際に解職請求があったことを鑑みて、住民投票の乱発を避けるためにも逗子市の規模を考慮して市民発議に必要な署名数の割合を高くすべきとの意見と、必要なときにすぐに住民投票ができるためにも割合を低くすべきとの意見がありました。
- 検討委員会では、投票資格者については、「20歳以上」とすべきとの意見と「16歳または18歳以上」とすべきとの意見が出ました。また外国人についても対象とすべきとの意見が多かったが、永住外国人のプライバシーなどの問題も指摘され、対象とする際には愛知県高浜市の住民投票条例で採用している申請主義による登録制を採用するものとします。「20歳以上」との意見は、公職選挙法に準じた考えで有権者を設定すべきとの見方で、外国人についても対象としないとの意見でした。「16歳または18歳以上」との意見は、住民投票制度を制定した他市の事例や諸外国の例をみても、公職選挙法にとらわれずに20歳未満にも投票権を与えるべきとの意見でした。また義務教育修了の若い人たちにも市政への関心を高め、まちの活性化に寄与してもらうために「16歳以上」を対象とすべきとの意見もありました。

## (13)(仮称)市民参加システム審査会

○(仮称)市民参加システム審査会の役割はつぎのとおりとします。

- ①市長から、市民参加の実施の方法等について諮問を受けます。
- ②市民から、市の機関が実施する市民参加についての不服申し立てを受け、それを審議し、市長に対して勧告または意見を提出することができるものとします。
- ③市民参加制度の運用状況や実施した市民参加の結果について評価し、また社会情勢の変化などによる新しい市民参加の方法などの研究をし、市長に対して提言をします。

### 【考え方】

- 市長は、原則として毎年度当初に、当該年度に行う市民参加の実施の方法等について、(仮称)市民参加システム審査会に諮問をするものとします。諮問を受け、(仮称)市民参加システム審査会は市民参加条例にのっとり適切に市民参加が行われているかを審査し、市長へ答申をします。市長は、(仮称)市民参加システム審査会からの答申を受け、必要に応じて市民参加の実施の方法等を見直し、市民参加を実施します。
- (仮称)市民参加システム審査会は、市民から市の機関が行う市民参加についての不服申し立てを受け、(仮称)市民参加システム審査会がその内容について審議し、その検討結果に応じて勧告または意見を市長に提出します。
- 市長は、当該年度終了後に実施した市民参加の結果について、(仮称)市民参加システム審査会へ報告します。
- (仮称)市民参加システム審査会は、市民からの不服申し立てや市長からの報告、また社会情勢などを幅広く考慮し、市の機関の行う市民参加の実施の方法等が適切なものとなるよう評価・検討し提言をするものとします。
- (仮称)市民参加システム審査会の運用規程については別途定めるものとします。

## (14)その他の提言

○住民投票制度に関する条例の制定

○市の条例の体系化、整理

### 【考え方】

- 条例骨子案の「(12)住民投票の実施」の【考え方】を踏まえ、住民投票制度に関する条例についての制定をするよう提言します。
- 市にある様々な条例について、市民にとってわかりやすい体系化を行うよう要望します。

## 2. 資料

### (1) (仮称)逗子市市民参加条例検討委員会開催状況

回	開催日	主な検討内容	場所(市役所)
1	H15/11/7(金)	・委員委嘱 ・委員長副委員長選出 ・参加条例策定までの経緯説明 など	第7会議室
2	H15/12/5(金)	・市民参加に関する逗子市での過去の事例と現状 ・市民参加に関する条例及び住民投票に関する他市の事例 ・ポストイットによる自由討議 など	第6会議室
3	H16/1/23(金)	逗子市の市民参加に関する事例の現状把握と分析①	第6会議室
4	H16/2/25(水)	逗子市の市民参加に関する事例の現状把握と分析②	第5会議室
5	H16/3/25(木)	逗子市の市民参加に関する事例の現状把握と分析③	第6会議室
6	H16/4/27(火)	市民参加条例検討項目の論点について①	第7会議室
7	H16/5/21(金)	市民参加条例検討項目の論点について②	第5会議室
8	H16/6/22(火)	市民参加条例検討項目の論点について③	第5会議室
9	H16/7/28(水)	住民投票制度について (講師:成蹊大学法科大学院 武田真一郎教授)	第5,6 会議室
10	H16/8/6(金)	素案骨子中間報告案について①	第6会議室
11	H16/8/24(火)	素案骨子中間報告案について②	第5会議室
12	H16/9/30(木)	市民参加条例を考えるフォーラムについて	第5会議室
フォーラム	H16/10/23(土)	素案骨子中間報告について参加者との意見交換	第7,8 会議室
13	H16/12/22(水)	条例素案骨子(報告書)について①	第7会議室
14	H17/1/26(水)	条例素案骨子(報告書)について②	第6会議室
15	H17/2/15(火)	条例素案骨子(報告書)について③	第5会議室
16	H17/3/3(木)	条例素案骨子(報告書)について④	第6会議室

※素案骨子中間報告についての市民意見募集(9月15日から10月25日まで)

## (2) (仮称) 逗子市市民参加条例検討委員会の設置及び運営に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、(仮称) 逗子市市民参加条例を検討するため、(仮称) 逗子市市民参加条例検討委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、(仮称) 逗子市市民参加条例について素案を作成し、その結果を市長に報告する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- ・ 市民
- ・ 学識経験者
- ・ 市職員
- ・ その他市長が特に必要があると認めた者

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

### (協力の要請)

第7条 委員長は、特に必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成15年9月19日から施行する。

#### (招集の特例)

2 委員会の会議は、第5条第1項の規定により委員長が互選されるまでの間、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

#### (要綱の失効)

3 この要綱は、委員会が所掌事務の処理を完了した日限りでその効力を失う。

(3) (仮称)逗子市市民参加条例検討委員会委員名簿

	氏名	所属等	委員区分
1	長島聡美	市民	市民委員
2	則武芽	市民	市民委員
3	山上昭七郎	市民	市民委員 (平成17年1月31日まで)
4	吉田信雄	市民	市民委員
5	葉山衛司	逗子市商工会	逗子市市民活動推進検討協議会委員経験者*
6	武藤文江	特定非営利活動法人 ワーカーズコレクティブこだま	逗子市市民活動推進検討協議会委員経験者*
7	吉成真一 (委員長)	市民	逗子市市民活動推進検討協議会委員経験者*
8	小島聡	法政大学人間環境学部	学識経験者
9	中嶋いづみ	公職研	学識経験者
10	速水聖子 (副委員長)	東日本国際大学福祉環境学部	学識経験者
11	石井聡	職員課	職員委員
12	小川慎	戸籍住民課	職員委員
13	奥原暉男	企画調整課	職員委員

※「逗子市市民活動推進検討協議会」は、平成13年7月から平成14年12月までに、市民活動や協働をテーマに検討をする目的で設置された協議会です。





## ②検討委員会で話合っ

### 何に参加できるの？(参

#### 「参加の対象例」の具体例は・・・

- ・総合計画、環境基本計画などの策定・変更
- ・環境基本条例、情報公開条例などの制定・改廃
- ・財政負担の大きい公共施設や広く一般市民が利用する公共施設などの計画の策定・変更  
など

#### ◎参加の対象例は？

- ①市の基本構想、基本計画等の策定
- ②市政の基本方針を定める条例の制定
- ③市民の生活に重大な影響を及ぼす市
- ④大規模な公共施設計画等の策定・

- ◎「参加の対象例」のどの段階で参加できるか
- ・「企画立案(予算編成を含む)ー実施ー

#### 公募市民についての議論の例

- ・公募市民の割合を数値などで明確に規定すべきか？
- ・専門的な知識や技術を要する審議会・委員会等にあつては、選考方法をどうするか？
- ・審議会・委員会等の審議の中間過程において、公募市民以外の市民にも意見を述べる機会を与えるべきでは？
- ・公募市民の兼任・再任は認めるかどうか？

### どうやって参加するのか？(参

- ◎審議会・委員会等に参加する公募市民の
- ◎説明会や公聴会は一方通行ではなく、双
- ◎ワークショップ(研究集会・討論会)は、市民おしの話合いの場(機会)として設けることも大
- ◎市長は事前に原案を公表し、それに市民る「パブリック・コメント手続」の手法を導入すべ
- ◎意向調査、アンケート調査、電子会議室べきでは？
- ◎出来るだけ多様な手法により市民と市長とはかるべきでは？



### 市民からの意見はどう取り扱うのか？

- ◎市長が総合的・多面的に検討した結果については、速やかに適切な公表方法を用いて市民に知らせることが望ましいのでは？
- ◎市長が、何段階かのステップで市民の意見を聞いて修正していけば、プロセスの透明化が図れるのでは？
- ◎市民間の利害関係を調整する意味でも、市民間の話合いのプロセスをとり入れながら、市民と市長との合意形成を図ることが望ましいのでは？
- ◎市民の意見が反映できない部分についての説明責任を市長に持たせるべきでは？

◎ 務  
◎ は  
◎ は  
◎ 図  
者

## している条例の骨格は？



### 参加の対象)

又は変更  
改廃  
制度の導入・改廃  
変更

きるのか？  
評価」の各段階

### 参加の対象についての議論の例

- ・「参加の対象」に《逗子らしさ》を出せないか？
- ・「重大な影響」、「大規模な公共施設」は誰が、どのように決めるのか？
- ・「参加の対象」をおおまかにとらえるか、細かくとらえるべきか？
- ・市民の目線による政策の「成果指標」は、誰が、どのようにつくるの？
- ・金銭徴収に関することへの参加を含めるかどうか？

### 参加の手法)

割合をどうするか？  
方向性にすべきでは？  
と市の話合いだけでなく、市民ど  
切では？  
の意見を求めて施策に反映させ  
べきでは？  
などの手法の幅広い活用を図る  
の双方向性のコミュニケーションを

### どういった住民投票制度を取り入れるか？

- ◎市民参加条例の中に含めるべきか、別途「住民投票条例」で規定すべきか？
- ◎「常設型」\*1とするか、「非常設型」\*1とするか？
- ◎住民投票の対象とする事案は、制限的に規定すべきか？
- ◎住民投票に参加できる資格者を何歳以上にするか？永住外国人も含めるべきか？
- ◎住民投票が成立するには、有権者の何%(何分の何)の人が投票したら成立するとみなすか？
- ◎現行の法律では、投票の結果に法的な拘束力を持たせることは難しいので、投票者の意思を市長に尊重させる規定をすべきでは？
- ◎住民投票を行う発議(請求)権を市民だけに与えるように限定するか、それとも市長や議会にも与えるようにするか\*2？

### 今後の検討課題は？

市民の責務・役割、市長の責  
役割とは？  
市民参加条例と議会の関係  
？  
用語の定義は？(市民参加と  
？市民とは？など)  
市民参加条例の適正な運用を  
るため、市民参加審議会(第三  
機関)を設けるかどうか？ など

※1 「非常設型」とは、例えば地方自治法 第 74 条にある住民からの直接請求などにより、“個別事案ごとの住民投票条例”が制定された後に、住民投票が実施されますが、「常設型」であれば、ある一定の署名数があれば、その都度“住民投票条例”を制定しなくても、すぐに住民投票が実施できます。

※2 議会には政策を提案するための議案の提出権(地方自治法 第 112 条)があり、また市長も政策を調査、立案し執行するための権限を有しています。



## ③条例づくりのすすめ方は？

### 策定スケジュール

(仮称)逗子市民参加条例検討委員会は、平成15年11月に設置されてから11回の会議を開催し、様々な角度や視点から検討してきました。条例の素案骨子を市長に報告するあたり、市民のみなさんから当委員会へのご意見をお待ちいたしております。

第1回～第11回検討委員会(平成15年11月～平成16年8月)

- ・他市の参加条例と逗子市の市民参加の現状紹介
- ・既存の参加条例を題材とした論点の整理  
など

◎市民意見の募集(平成16年9月15日から10月25日まで)

### 市民参加条例を考えるフォーラム(公開討論会)開催！！

【とき】10月23日(土) PM1:00～3:00 【ところ】市役所5階 第7,8会議室

【対象】市民及び市民団体等はもちろん、どなたでもご参加できます。

※ 当日直接会場へお越しください！(事前の申込等は必要ありません)

※ 当日は当パンフレットをお持ちください。

第12回～第14回検討委員会

- ・市民意見を参考にし、条例の素案骨子の検討

### 市民参加条例の素案骨子を市長へ報告

(検討委員会の報告に基づいて市が条例案を作成し、議会へ提案)

ご意見は、郵便、FAX、e-mail いずれでも結構です。

※問合せ・意見送付先…(仮称)逗子市市民参加条例検討委員会事務局(逗子市企画調整課)まで

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 Tel 046-873-1111(内線329) Fax 046-873-4520

e-mail: kikaku@city.zushi.kanagawa.jp

意見募集期間:9月15日(水)から10月25日(月)まで(必着)

※検討委員会の会議録や資料は、市役所1階市政情報広場にて閲覧できます。

<http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/kikaku/sanka/sankazyorei.htm>

発行:(仮称)逗子市市民参加条例検討委員会

## ■おわりに

ここ数年来、全国の多くの自治体で市民参加条例の制定や検討を進めていく動きが広がってきたこともあり、“市民参加”という言葉はよく耳にするものとなりました。

しかし、この言葉のイメージはあまりにも漠然としており、わたしたち「(仮称)逗子市市民参加条例検討委員会」では“そもそも市民参加とはどうあるべきか”、“市民と行政との望ましいかかわりはどのようなものか”といった根本的な問題に立ち返って議論を重ねてきました。議論をしていくなかで、“市民参加”のイメージは多様である一方で、逗子市にふさわしい“市民参加”のあり方が今後の逗子市をより住みやすいまちにしていくことにつながるという認識は各委員に共通の理解であり、想いであることがわかりました。

この報告書は、わたしたち「(仮称)逗子市市民参加条例検討委員会」の各委員が、16回の委員会を経て検討を重ねてきた、逗子市にふさわしい“市民参加”への想いを形にしたものです。ここで“市民参加”についての議論を重ねることで、あらためて漠然と意識していた“市民参加”について考え直す契機となりました。委員会としては市に報告書を提出することでひとつの役割を終えますが、逗子市の市民参加は条例ができることですぐに望ましいものになるわけではありません。条例ができた時点から、逗子市にあるべき市民参加の仕組みを作っていく歴史が再スタートします。今後もわたしたち市民みんなの知恵と努力によって、逗子市の市民参加が市民にとってよりよいものになっていくことを期待したいと思います。

## (仮称)逗子市市民参加条例検討委員会報告書

---

平成 17 年 3 月  
(仮称)逗子市市民参加条例検討委員会  
(事務局 逗子市企画部企画調整課)

---

この情報は、逗子市  
情報公開条例に基づき  
交付したものです。  
逗子市

## 閲覧用

# 『市民参加条例(案)』『住民投票条例(案)』の パブリックコメント手続

- ・ 市民参加条例(案)の概要
- ・ 市民参加条例(案)
- ・ 住民投票条例(案)の概要
- ・ 住民投票条例(案)

■ 意見送付先 郵送(持参可)、FAX、E-mailで、企画調整課へ(様式自由)

〆切:平成 17 年 10 月 17 日(月) PM5:00(必着)

郵送:〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16

FAX:046-873-4520

E-mail:[kikaku@city.zushi.kanagawa.jp](mailto:kikaku@city.zushi.kanagawa.jp)

※ご意見について、個別の回答はしませんが、いただいた意見の概要及び意見の採否とその理由については後日ホームページなどでお知らせします。

問合せ先 企画調整課

この情報は、逗子市  
情報公開条例に基づき  
交付したものです。  
逗子市

## 市民参加条例(案)の概要

### ■「市民参加」とは？

市が意思決定をする過程において市民が意見を述べ、又は提案することにより行政活動に参加し、市政を推進することをいいます。

### ■『参加の権利』について規定しています。

本条例において、市民には行政活動に参加する権利があることを規定しています。参加については、市民一人ひとりの意思に基づいて判断されるものと考えています。また、参加する意思があっても時間的な理由などで、どうしても参加することができない方もいることなどから、参加または不参加によって不利益な取り扱いを受けないことも明記しています。

### ■市民の役割は？

市民参加する際には、自らの行動と発言に責任を持って行動することを規定しています。また、必要な場合には相互に配慮して合意形成をすすめることを規定しています。

### ■市の執行機関の役割は？

市の執行機関の役割として、「情報の積極的な提供」、「参加機会の積極的確保」、「適切な段階での市民参加の実施」、「できるだけ多くの市民の参加を図ること」、「市民参加での意見の尊重とその反映」、「市民への説明責任」を規定しています。

(→市の執行機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。)

### ■市民参加の対象は？

市民参加の対象となる事項は、

- ① 市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画若しくは基本方針の策定又は変更

(→例えば、総合計画、環境基本計画など)

- ② 市民に権利を与え、又は義務を課し、若しくは市民の権利を制限する条例等の制定及び改廃

(→例えば、市民参加条例、空き缶等の散乱防止等に関する条例、自転車等の放置防止に関する条例など)

- ③ 市民生活に重大な影響を与える制度の導入及び改廃

(→例えば、学区希望制の導入など)

- ④ 主に市民が使用する公共施設の設置に係る計画等の策定又は変更

(→例えば、小中学校、公民館の建設など)

- ⑤ その他市の執行機関が必要と認める行政活動

と規定しています。ただし、「緊急を要するもの、軽微なものなど」については対象としないこととしています。なお、市民参加条例を制定している他市の多くでは除外規定を設けている『市税の賦課徴収や使用料等の徴収など金銭徴収に関するもの』についても、本市では市民参加の対象事項となります。これは、例えば市民の負担が増える場合であっても、受益者負担の考え方や負担増の根拠、必要性を十分に市民に説明をすることで、単に値上げをするからという理由のみで反対する市民は少なく、多くの市民は総合的に判断をして負担が増えるケースについても一定の理解をしていただけたと考えたからです。

## ■市民参加の方法は？

市民参加の方法は、

### ① パブリックコメント手続

(→パブリックコメント手続とは、計画や条例などの案を公表し、それについての意見を募集し、意見の採否及びその理由について公表するものです。)

### ② 審議会等

### ③ ワークショップ等

(→ワークショップ等とは、白紙の段階から検討をしていく過程を含む会合をいいます。)

### ④ 公聴会等

(→公聴会等とは、政策等について広く市民からの意見を聴取するため開催するものをいいます。市民フォーラム、タウンミーティング、説明会などを含みます。)

### ⑤ その他市の執行機関が適当と認める方法

(→アンケート、モニター方式など)

とし、市民参加の対象となっている事項について、①～⑤のうち施策の内容に応じて適切な方法を実施するものとしています。

## ■市民参加の方法は複数選択して実施します。

市民参加の方法には、それぞれ長所短所があるため、ひとつの方法のみの採用では参加できる方に偏りが出てくる可能性があります(例えば、平日昼間開催の審議会を設定した場合はサラリーマンの参加が難しくなるなど)。そのため、市民参加の方法は複数選択して実施することを規定しています。これにより、参加できる方の偏りをできるだけ少なくし、できるだけ多くの市民参加を得ることができると考えています。

## ■審議会には原則として公募委員を含めます。

市の機関は様々な審議会、委員会等を設置していますが、その中に公募委員を含めることを規定しています。ただし、公募委員を入れることが適当でないもの(例えば、高度に専門的な知識が必要なもの、個人のプライバシーに係る事項を扱うものなど)については除きます。

## ■住民投票を実施することができます。

市民参加の方法のひとつとして、市民が直接賛否を投票する住民投票制度について規定しています。住民投票実施の規定については、住民投票条例で規定していますので、そちらをご覧ください。

## ■逗子市の市民参加制度の適正な運営のため、市民参加制度審査会を設置します。

市民参加制度審査会の役割は、つぎの①～⑥とします。

- ① 市の執行機関は市民参加の実施の方法等を事前に審査会に諮り、審査会でそれについて審査をします。
- ② 市民から市民参加についての苦情等を聞き、それについて審議をし、必要に応じて市長に意見等を提出します。
- ③ 市の執行機関は市民参加の実施状況等について審査会に報告し、審査会でそれについて評価をします。
- ④ 社会情勢の変化などによる新しい市民参加の方法等について研究します。
- ⑤ 市の執行機関からの市民参加に関する諮問に応じます。
- ⑥ その他市民参加の適正な運営に関し審議します。

市民参加計画の事前審査、また市民からの市民参加に関する苦情の受け付けなどを審査会が担うことで、市民参加制度の運営が適正になされるものと考えています。

審査会の構成等、実際の運営に関する事項については、本条例に基づき別途規則で定めます。現時点では、『審

査会委員 5 名(学識委員 2 名・公募委員 3 名、任期は 2 年)、年 4 回程度の開催』を考えています。

なお、本条例(案)は市民にとって親しみやすい条例としたいため、本市の条例では初めて「です・ます調」を採用しています。

#### ※今後のスケジュール

パブリックコメント手続でいただいた意見を踏まえ、再度市民参加条例(案)について検討し、平成 17 年 12 月に議会へ提案をする予定です。

## 逗子市市民参加条例

### 前文

わたしたち逗子市民は、今日まで築き上げてきた歴史や文化を踏まえ、将来にわたって逗子市が豊かで住みやすいまちになることを望んでいます。

その実現のためには、わたしたち市民一人ひとりが責任を持って市政に参加することで、市民の意見を踏まえた市政の運営がなされていく必要があると考えています。

特に逗子市では、池子米軍家族住宅建設に関してさまざまな市民参加が行われてきた歴史もあり、自分たちの地域は自分たちで守り創り上げるという強い思いを持っています。

これまでもさまざまな場面でさまざまな市民参加が行われてきていますが、ここにあらためて市政への参加が逗子市民の権利であることを確認し、どのような場面でどのような参加ができるのかといった逗子市の市民参加に関するルールとして市民参加条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、市の行政活動における市民参加の対象及び方法を定めることにより、市民の望む豊かで快適なまちづくりを目指すことを目的とします。

### (用語の意義)

第2条 「市民参加」とは、市が意思決定をする過程において市民が意見を述べ、又は提案することにより行政活動に参加し、市政を推進することをいいます。この場合において、市の執行機関は、市民参加の機会を保障するとともに、自らの最終的な判断のもとに事業を執行し、責任を負うものとします。

2 「市の執行機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。

### (基本理念)

第3条 市民参加の基本理念は、市民一人ひとりが権利と役割を自覚し、積極的かつ主体的に生活に根付いた考えを市政に活かすことで市民自治を実現させることをいいます。

### (市民の権利)

第4条 市民は、行政活動に参加する権利を持ちます。

2 市民は、市の行政活動に参加すること又は参加しないことで不利益な取り扱いを受

けないものとしします。

(市民の役割)

第5条 市民は、市民参加をするときは、自らの行動と発言に責任を持ち、他の市民の参加の権利に配慮し、良識を踏まえて行動するものとしします。

2 市民は、自由に意見を表明するとともに、必要に応じて相互の意見や利害に配慮し、合意形成を進めるものとしします。

(市の執行機関の役割)

第6条 市の執行機関は、市民に対して、市政に関する情報を積極的に提供するものとしします。

2 市の執行機関は、市民が市政に関わる参加の機会を積極的に確保するものとしします。

3 市の執行機関は、行政活動の適切な段階で市民参加を実施しなければならないものとしします。

4 市の執行機関は、市民参加を実施する場合は、できるだけ多くの市民の参加を得るよう努めるものとしします。

5 市の執行機関は、市政について市民参加の手続を経て提言された意見を尊重し、当該施策に反映させるものとしします。

6 市の執行機関は、市民に対し説明責任を果たすものとしします。

(市民参加の対象)

第7条 市民参加の対象となる事項(以下「対象事項」という。)は、次のとおりとしします。

(1) 市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画若しくは基本方針の策定又は変更

(2) 市民に権利を与え、又は義務を課し、若しくは市民の権利を制限する条例等の制定及び改廃

(3) 市民生活に重大な影響を与える制度の導入及び改廃

(4) 主に市民が使用する公共施設の設置に係る計画等の策定又は変更

(5) その他市の執行機関が必要と認める行政活動

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、対象事項としないものとしします。

(1) 緊急を要するもの

(2) 実施基準が法令に規定されているもの

(3) 軽微なもの

(4) 予算の調製及び執行、市の人事その他市の執行機関の内部事務処理に関するもの

3 前項第1号に該当することを理由に市民参加手続が実施されなかった場合は、市の執行機関は、その理由及び対象事項の内容について市民に速やかに公表するとともに、第13条に規定する市民参加制度審査会へ報告するものとします。

4 市の執行機関は、対象事項については、事前に第13条に規定する市民参加制度審査会に実施する市民参加の方法やその時期などについて諮るものとします。ただし、やむを得ない理由により事前に諮ることができなかった対象事項については、その理由及び対象事項の内容について市民参加制度審査会へ報告するものとします。

(市民参加の方法)

第8条 市の執行機関は、対象事項について次の事項から市民参加の方法として当該施策に適切であるものを複数選択して実施しなければならないものとします。

(1) パブリックコメント手続

(2) 審議会等

(3) ワークショップ等

(4) 公聴会等

(5) 前各号に掲げるもののほか市の執行機関が適当と認める方法

(パブリックコメント手続)

第9条 市の執行機関は、パブリックコメント手続により意見を求めようとするときは、事前にその案を広く市民に説明し、それに対する市民の意見を十分に聞くとともに、市民意見の採否及びその理由について公表をしなければならないものとします。

2 市の執行機関は、第7条第1項第1号から第4号までに該当する事項については、パブリックコメント手続を行わなければならないものとします。

(審議会等)

第10条 市の執行機関は、審議会等を設置しようとする場合は、原則として市民の公募委員を加えるものとします。

2 審議会等の会議は、事前に開催を市民に公表し、逗子市情報公開条例（平成13年逗子市条例第3号）第20条の規定により公開するものとします。

(住民投票の実施)

第11条 市長は、市政の重要事項に係る意思決定について、市民に直接問う必要があるときは、住民投票を実施することができます。

2 市長は、市政の重要事項に係る事案について逗子市住民投票条例（平成17年逗子市条例第 号）第4条に規定する住民投票の請求があるときは、住民投票を実施しなければならないものとします。

3 その他住民投票の実施について必要な事項については、逗子市住民投票条例で定めます。

（実施状況等の報告）

第12条 市長は、毎年度において市民参加の実施状況や結果を取りまとめて公表し、次条の市民参加制度審査会へ報告するものとします。

（市民参加制度審査会の設置）

第13条 この条例に規定された市民参加が適正に運営されるため、市民参加制度審査会（以下「審査会」という。）を設置します。

2 審査会の所掌事務は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 第7条第4項の規定による市民参加の実施の方法等について審査すること。
- (2) 市民から市の執行機関が実施する市民参加についての苦情を受け付け、それについて審議し、必要に応じて市長に意見等を提出すること。
- (3) 第12条の規定による市民参加の実施状況等について評価すること。
- (4) 社会情勢の変化などによる新しい市民参加の方法等の研究をすること。
- (5) 市の執行機関からの市民参加に関する諮問に応じること。
- (6) その他市民参加の適正な運営に関し審議すること。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている対象事項であって、時間的な制約その他正当な理由により市民参加を求めることが難しい場合については、この規定は、適用しません。

## 住民投票条例(案)の概要

この情報は、逗子市  
情報公開条例に基づき  
交付したものです。  
逗子市

### ■投票資格者は、永住外国人を含む16歳以上とします。

公職選挙法では、「日本国民で年齢満20年以上の者」を対象としています。本市の住民投票制度では、これからの逗子の将来を担う若い世代の意見も聞くべきとの考えから義務教育を終了した16歳以上を投票資格者とします。また、永住外国人(住民投票条例第3条参照)についても、同じ地域で生活をしていく市民であるものとし、16歳以上の永住外国人も投票資格者としています。

ここ数年、他自治体で制定されている住民投票条例や、住民投票制度を規定している自治基本条例や市民参加条例では、未成年も投票資格者としているケースが多く見られます。県内でも大和市で16歳以上を対象とした住民投票制度が規定されています。

### ■住民投票を発議できるのは？

- ・ 市民は、投票資格者の4分の1以上の署名(例えば、投票資格者を52,000人とすると、13,000人以上の署名が必要)を集めることで発議できます。
- ・ 議会は、議員定数の12分の1以上の賛成(現在の議員定数22人であれば2人以上の賛成)で議員提案でき、出席議員の過半数の賛成をもって発議できます。
- ・ 市長は、市民、議員から発議があった場合は、必ず投票を実施しなければなりません。また、市長は必要なときは、自らが住民投票の発議をすることができます。

### ■住民投票が成立するためには、投票資格者の4分の1以上の投票が必要です。

投票数が4分の1に満たない場合は、住民投票不成立とし開票を行わないものとします。

### ■住民投票の対象事項は？

『市政に関する重要事項』についてですが、下の①～④に掲げるものを除きます。

- ① 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項  
(→例えば、議会の解散、議員の解職、市長の解職など)
- ② 特定の市民又は地域にのみ関係する事項
- ③ 予算の調製及び執行、市の人事その他市の執行機関の内部事務処理に関する事項
- ④ 住民投票に付することが適当でないと思われる事項

### ■投票運動は自由です。

住民投票は市民間で意見交換または議論を重ね、それらを踏まえ市民一人ひとりが賛否についての判断をすることです。そのため公選法では禁止されている戸別訪問なども含め幅広い投票活動を行うことができるものとします。

※住民投票制度は、直接住民に賛否の意見を聞く重要な制度ですが、実施するには約1000万～2000万程度のコストがかかります。そのため住民投票は様々な市民参加の方法を用いて、十分な市民意見を聞き議論を重ねてもなおかつ賛否について意見が市を二分するような課題について、市が意思決定をする最終の段階で行うものと考えております。安易な住民投票の乱発は市政にとってマイナス面が大きく避けるべきと考えています。

### ※今後のスケジュール

パブリックコメント手続でいただいた意見を踏まえ、再度住民投票条例(案)について検討し、平成17年12月に議会へ提案する予定です。

## 逗子市住民投票条例

### (目的)

第1条 この条例は、逗子市市民参加条例（平成17年逗子市条例第 号）第11条第3項の規定に基づき、市政の重要事項に係る意思決定について、市民による直接投票（以下「住民投票」という。）の制度を設けることにより、これによって示された市民の意見を市政に的確に反映し、もって公正で民主的な市政運営の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「市政の重要事項」とは、市民全体に関わる案件であって直接市民にその賛否を問う必要が特にあると認められるものをいう。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 議会の解散、議員の解職及び市長の解職その他法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (2) 特定の市民又は特定の地域にのみ関係する事項
- (3) 予算の調製及び執行、市の人事その他市の執行機関の内部事務処理に関する事項
- (4) 前3号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと認められる事項

### (投票資格者)

第3条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、第7条第1項の投票資格者名簿に登録されたものとする。

- (1) 年齢満16年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上逗子市に住所を有するもの
  - (2) 年齢満16年以上の永住外国人で、引き続き3月以上逗子市に住所を有するもの
- 2 前項第2号に規定する「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
  - (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特

例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

（住民投票の請求及び発議）

第4条 投票資格者は、市政の重要事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。

2 前項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。

3 議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された市政の重要事項について、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。

4 市長は、市政の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

5 市長は、第1項の規定による市民からの請求（以下「市民請求」という。）若しくは第3項の規定による議会からの請求（以下「議会請求」という。）があったとき又は前項の規定により自ら住民投票を発議したときは、直ちにその要旨を公表するとともに、逗子市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）委員長にその旨を通知しなければならない。

6 市長は、住民投票に係る市民請求又は議会請求があったときは、第2条各号の規定に該当する場合を除き、住民投票を拒否することができないものとする。

（住民投票の執行）

第5条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

（選挙管理委員会の事務）

第6条 選挙管理委員会は、前条第2項の規定により委任を受けた住民投票の管理及び執行に関する事務を行うものとする。

（投票資格者名簿の調製）

第7条 選挙管理委員会は、投票資格者名簿を調製しなければならない。

2 第3条第1項第1号に規定する投票資格者の登録は、その者に係る逗子市の住民票が作成された日（他の市町村から逗子市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42

年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上逗子市の住民基本台帳に記録されている者について行う。

- 2 第3条第1項第2号に規定する投票資格者の登録は、逗子市に引き続き3月以上住所を有する者(外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が逗子市にあり、かつ、同項の登録の日(同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日)から3月以上経過している者に限る。)であって、規則で定めるところにより選挙管理委員会に登録の申請をしたものについて行う。

(住民投票の形式)

第8条 第4条に規定する市民請求、議会請求及び市長の発議(以下「市民請求等」という。)による住民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求又は発議されたものでなければならない。

(住民投票の期日)

第9条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、選挙管理委員会に対して第4条第5項の規定による通知があった日から起算して30日を経過した日から90日を超えない日の範囲内で、選挙管理委員会が定めるものとする。

- 2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を決定したときは、当該投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

(投票所における投票)

第10条 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て投票しなければならない。

- 2 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

(情報の提供)

第11条 市長は、住民投票を実施するときには、市民が適切な情報に基づいて判断できるよう十分な情報提供をするものとする。

(投票運動)

第12条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(住民投票の成立要件等)

第13条 住民投票は、1の事案について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者

数の4分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。

(投票結果の告示等)

第14条 選挙管理委員会は、前条第1項の規定により住民投票が成立しなかったとき又は住民投票が成立し、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長及び市議会議長に報告しなければならない。

2 市長は、市民請求に係る住民投票について前項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を直ちに当該市民請求に係る代表者に通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第15条 市民、議会及び市の執行機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。）は、住民投票の結果を尊重するものとする。

(市民請求等の制限期間)

第16条 この条例による住民投票が実施された場合（第14条の規定により住民投票が成立しなかった場合を除く。）には、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について市民請求等を行うことができないものとする。

(投票及び開票)

第17条 投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、期日前投票、不在者投票その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）並びに逗子市公職選挙法令執行規程（昭和40年逗子市選挙管理委員会告示第7号）の規定の例による。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

# 市民参加条例(案)・住民投票条例(案) に関するパブリックコメントによる 意見の概要と採否及び理由

実施期間：平成17年9月15日～10月17日

意見の数：6通（意見件数48件）

企画調整課

この情報は、逗子市  
情報公開条例に基づき  
交付したものです。  
逗子市

市民参加条例(案)・住民投票条例(案)に関するパブリックコメントによる意見の概要と採否及び理由

(『採否欄の区分』 採用→「採」、不採用→「否」、採否の区分がつかないもの→「—」、両条例の対象外→「外」)

●市民参加条例(案)

No	条例名	条項	意見の概要	採否	理由
1	参	前文	不特定の場所を意味する「地域」でなく、特定されている場所を意味する「返子」または「まち」と表現すべき。	採	前文の「地域」を、「まち」に修正しました。
2	参	3条2項	警察、消防への協力要請はどのように進めるのか。	外	市民参加条例の範囲外です。(なお、警察、消防との連携については、地域の安全確保や災害時など緊急事態のときには、常に迅速に対応できる体制をとっております。)
3	参	3条	「市民」の定義が明確でない。市内に住所を有する者に限定すべき。	否	本条例での「市民」の範囲は、市民参加の対象や方法により異なるもので、それぞれの施策により適切な範囲は変わっていくものと考えています。そのため、「市民」の定義をすることで逆に「市民」の範囲を狭めてしまうケースも考えられるため、市民についてはあえて定義をしていません。
4	参	4,12条	市民の権利が侵害された場合の救済措置はどのように講じるのか。救済方法として市民参加制度審査会の意見を経て処理することを想定しているのであれば不十分ではないか。	—	市民参加制度審査会は、本条例の適切な運用のため市の執行機関を監視する第三者機関として位置づけています。市民から市民参加制度の運用に関する苦情等を受け付け、市長へ勧告等を提出し、それを踏まえ課題の解決をしていくことで、担保できるものと考えております。
5	参	5条	「良識を踏まえて行動」をより具体的に市民の”心がまえ”として、「(1)公平性を欠いたり、個人的又は営利目的の参加は慎む。(2)現在又は将来にわたる市民全体の利益を第一に考慮する。」と明示すべき。	否	ここでの“良識”に含まれる意味は幅広く、すべてを的確に網羅して限定的に規定することは困難であると考えます。ただし、条例の解説等には例示を記載することとします。
6	参	5条	関連企業から謝礼・賄賂等の受け取りがあったときなど、民事・刑事上の罰を明示し、“脱会命令、公表などの最低限の罰則”を入れるべき。	否	賄賂等についての罰則等については、法令等で規定されている事項であり、本条例では規定しません。
7	参	6条1項	情報の提供方法についての具体策等を明示すべき。	否	それぞれの施策ごとに適切な情報提供の方法は異なり、一律に規定することは困難であると考えます。ただし、条例の解説等には例示を記載することとします。
8	参	6条3項	「適切な段階」について、フローチャート等で明記すべき。	否	適切な段階は各施策ごとに異なるものであり、一律に規定することは困難であると考えます。従いまして、フローチャート等で明記することも困難なものと考えます。
9	参	6条6項	「果たす」を、「果たし、かつ十分な納得を得られるよう」を追加すべき。	否	「説明責任」という言葉には、説明される側が納得するよう充分かつわかりやすい説明をするという意味が含まれていると認識しています。
10	参	6条	“実施及びその時期について、市民参加制度審査会に諮問又は参加を要請する”旨記載すべき。	否	“諮問”については、第7条第3項に同様の意味で規定されています。また、“参加”については、市民参加制度審査会自体へ参加を要請することはないものと考えております。
11	参	7条1項1号	「基本計画」のあとに、「実施計画及び最終評価・検証」を追加すべき。	否外	実施計画は、市民参加によって策定される“基本構想、基本計画”を受けて作成されるものであり、それらに沿った計画であること、また計画事業全てが対象となるため、効率性の面から市民参加の対象としてなじまないものと考えます。また“最終評価・検証”につきましては、評価の実施の段階に関する事項で、本条例の対象外となります。
12	参	7条1項2号	「条例等」の“等”は何を指すのかを、条例で明記すべき。	—	“等”を削除します。

この情報は、返子市  
情報公開条例に基づき  
交付したものです。  
返子市

市民参加条例(案)・住民投票条例(案)に関するパブリックコメントによる意見の概要と採否及び理由

No	条例名	条項	意見の概要	採否	理由
13	参	7条1項3号	検討委員会の報告書にあった「少なからぬ」を「重大な」に変えた理由は。	—	報告書では、できるだけ行政の恣意的な取り扱いを避けるために、「少なからぬ」という表現を用いていますが、市民参加の対象事項等については、事前に市民参加制度審査会へ諮問をするため、あえて「少なからぬ」という記述が無くても、市の執行機関の恣意的な取り扱いを避けることは可能であると考えています。「少なからぬ」という言葉の解釈で混乱が生じないように、一般的にわかりやすいと思われる「重大な」に変更しています。
14	参	7条1項5号	「執行機関が必要と認める」を、「市民参加制度審査会が認める」にすべき。	否	
15	参	7条2項	「該当するもの」を、「該当し、かつ(2)～(4)について市民参加制度審査会が認めた事項について」にすべき。	否	市民参加の対象事項や市民参加の方法や時期等については、事前に市民参加制度審査会へ諮問しますが、そこからの意見等を踏まえ、最終的に決定するのは市の執行機関となります。
16	参	8条1項5号	「市の執行機関」を、「市民参加制度審査会」にすべき。	否	
17	参	7条1項3号	「制度」の意味が不明確では。計画、条例、要綱以外の制度とは何か明記すべき。	否	7条第1項第1号および第2号に含まれるもの以外の計画や条例、規則、規程等で規定されるものを広く指しません。条例の解説等に記載します。
18	参	7条3項	市民参加制度審査会は、方法や時期だけでなく、対象事項の指定や、一部除外事項の選定も担うべき。	—	市民参加制度審査会は、市の執行機関より諮問に応じて、市民参加の計画について方法や時期だけでなく対象事項や除外事項についても審査し、市の執行機関に対して答申します。ただ、対象となる事項や除外される事項についての最終的な決定は、市の執行機関が行います。
19	参	8条	市民参加の方法や手続等についてはどのように定めるのか明記すべき。特に、①パブリックコメント手続の期間、意見募集の方法、結果公表の方法等、②市民公募しない審議会等の類型(原則としてでは不十分)、については条例に明記すべき。	否	規則等で規定します。
20	参	8条	“パブリックコメント、審議会、ワークショップ、公聴会”について、“等”の意味も含めて明確に規定すべき。	採	8条の各号に括弧書きで説明を追加します。また、“等”の意味については、条例の解説等に記載します。
21	参	8条	「複数選択して」のあとに、「市民参加制度審査会に諮問の上」を追加すべき	—	第7条第3項に同様の意味で規定されています。
22	参	8条1項1号	素案があるものは全て受付けるため“パブリックコメント手続”はあえて選択肢から外すべき。	否	「パブリックコメント」は、時間的な制約がある方や、会合等に足を運ぶことが困難な方などにとっても、意見が出しやすい“重要な市民参加の方法のひとつ”であると考えているため、原文のままとします。
23	参	8条1項4号	「公聴会等」は、「意見交換会等」にすべき。	否	“公聴会”という名称はすでに別の条例等でも使用されていることなどから、ここでの規定は「公聴会等」という表現が適当であると考えます。意見交換会についてもここに含まれるものと考えています。
24	参	8条	検討委員会の報告書にあった“市民政策提案制度(簡易イニシアティブ)”について含めるべき。	否	今後検討すべき課題であると認識しておりますが、現段階では十分議論がされていないため規定しません。
25	参	9条	行政手続法改正による国が行うパブリックコメント手続と、逗子市の市民参加条例によるパブリックコメント手続と、どのように整理するのか。	—	市民参加条例に規定するパブリックコメントはあくまで、市の執行機関が意思決定する上で、市の執行機関の判断で市民の意見を聞くものであり、国が行うパブリックコメントとは別の制度となります。意思決定をする主体が異なります。

この情報は、逗子市  
情報公開条例に基づき  
交付したものです。  
逗子市

市民参加条例(案)・住民投票条例(案)に関するパブリックコメントによる意見の概要と採否及び理由

No	条例名	条項	意見の概要	採否	理由
26	参	9条	本条例のパブリックコメント手続と規則等を定める際のパブリックコメント手続を別制度で設けるのは分かりにくいので一本化すべき。	—	本条例が制定されますと、現在の“パブリックコメントの手続に関する規程”も条例に沿った形で修正し、逗子市のパブリックコメントとして一本化された制度となります。
27	参	9条1項	逗子市における「申請に対する処分に係る審査基準」「不利益処分に係る処分基準」「行政指導指針」の策定等を本条例の対象に加えるべき。	否	それぞれの事案に応じて判断される事項であり、一律で条例に記載すべき事項ではないと考えます。
28	参	9条1項	「十分に聞くを」、「当該事業に反映すべく、十分な検証を行い、その過程を明らかにした上で」にすべき。	—	同様の意味として第6条第1項各号に規定されています。
29	参	9条2項	「ついては」、の後に「素案、中間案、最終案の多段階で」を追加すべき。	—	第6条第1項第3号に同様の意味として規定しています。
30	参	10,13条	第10条の審議会等と第13条の市民参加制度審査会との関係を明確にするべき。	—	第10条の審議会等は、市の執行機関が設置するすべての審議会や委員会などを指し、これらすべてに係る一般的な規定をしています。この中に第13条の市民参加制度審査会も含まれています。第10条に規定する審議会等が所掌する事務等については、別途条例等で規定されており、市民参加制度審査会は市民参加条例の第13条で規定されているものです。
31	参	10条	公募市民委員の構成割合を「3分の2以上」と明記すべき。	否	審議会等で議論すべき事項はさまざまであり、一律に公募市民の割合を決めてしまうのではなく、それぞれの審議会毎に適切な委員構成を十分に検討し、構成割合を決めるべきと考えています。
32	参	10条	公募市民は少なくとも2,3期は再任して力をつける必要があるため兼任枠も規定すべき。	否	兼任や再任については、各審議会等毎にできるだけ多くの市民が参加できるよう配慮した上で、適切な選考をすべきであると考えており、本条例での一律の規定はしません。
33	参	10条1項	「原則として」を削除し、「ただし書きで除外規定」を設けるべき	否	それぞれの審議会等の議論する内容等により個々に適切な判断をすべきであり、一律で除外規定を設けることはしません。条例の解説等に記載します。
34	参	11条	なぜ“市民投票”でなく「住民投票」なのか。使い分けをするならば「住民投票」とする意義を明記すべき。	否	本条例では、市民の適切な範囲は市民参加の対象事項や方法などで一律ではないものと考えており、敢えて“市民”の定義をしておりません。しかしながら、「住民投票」での“住民”は、住民投票条例(案)の第3条に規定してあるように、“16歳以上で、3月以上逗子市に住所を有する者(永住外国人含む)”としており、“市民”と“住民”の定義が異なっております。条例の解説等に記載いたします。
35	参	12条	内部評価とは別に第三者機関による外部評価が必要である。市民参加制度審査会の役割に「外部評価」の視点を追加すべき。	外	市民参加制度審査会は市民参加制度の運用等に関する監視や審査をする組織として位置づけており、ご意見いただいた逗子市の政策等に関する“外部評価”については、市民参加条例の範囲外です。
36	参	12条2項2号	「市長に意見を提出」は、検討委員会の報告書にあった“勧告”にすべき。	採	報告書のとおり、「意見」を「勧告」にします。
37	参	12条2項4号	「研究し」の後に、「本条例の改正も含め」を追加すべき。	否	同様の意味は含まれています。条例の解説等に記載します。
38	参	12条2項6号	「関し審議」の後に、「し、市長に建議すること」を追加すべき。	否	同様の意味は含まれています。条例の解説等に記載します。

この情報は、逗子市  
情報公開条例に基づき  
交付したものです。  
逗子市

市民参加条例(案)・住民投票条例(案)に関するパブリックコメントによる意見の概要と採否及び理由

この情報は、逗子市  
情報公開条例に基づき  
交付したものです。  
逗子市

No	条例名	条項	意見の概要	採否	理由
39	参	12条2項	“ファシリテーターの推薦、参加市民の人材の登用、育成”について追加すべき。	否	今後必要性も含め検討すべき課題とし、現段階での規定はしません。
40	参	12条2項	市民の意見が複数の担当所管にまたがる際、速やかな検証を促すために、“庁内所管を「横断的」に監督し、必要により勧告、是正を求めることができる”旨記載すべき。	否	市民参加制度審査会の役割として、“各所管を監督すること”を規定することはできません。
41	参	附則	「この規定は、適用しません」という表現は不適切ではないか。	否	本条例はできるだけ市民に親しみやすさを感じてもらいたいため逗子市の条例では初めて「ですます調」を採用しています。「この規定は」を「この条例の規定は」に修正します。
42	参	附則	「着手のため準備が進められている」という判断を市がするのであれば、恣意的な扱いの可能性がある。適正に運用するためには、“限定的に規定し、少なくともパブリックコメント手続のみは実施するなど”の規定をすべき。	否	限定的に規定することは難しく、またパブリックコメント実施についても、事案によっては既に実施済みの事案も考えられ一律に規定することはできません。あくまで市の執行機関が本条例の趣旨を踏まえ適正に判断をいたします。

●住民投票条例(案)

No	条例名	条項	意見の概要	採否	理由
43	住	1条	「住民投票」というとかなり限定された地域での投票制度という感じがする。“市民投票”とした方が市民になじみやすいのでは。	否	No.34と関連しますが、“市民”及び“住民”の定義は異なり、両者の区別をして使用しております。「住民投票」の“住民”は、“逗子市の区域内に住所を有する者”の意味で使用しており、市民参加の対象事項等により適切な範囲が伸縮する“市民”とは異なります。
44	住	2条1項4号	「適当でない」と認められる事項について明記すべき。	否	この項については、あくまで第1項から第3項までに規定し、それ以外の事項についての規定をしておりません。条例の解説等で例示をします。
45	住	3条	公正な投票を実行することを考えると投票資格者の要件で逗子市に住所を有してから「3ヶ月」以上では短すぎるのでは。「1年以上」にすべき。	否	本条例で定める住民投票制度は、国の選挙よりもできるだけ門戸を広げ、より多くの方の意見を反映できるような制度にするよう規定しています。ただし、公正性についても十分に配慮すべきことは認識しており、投票資格者の在住の要件については、国政選挙と同様の「3ヶ月以上」とします。
46	住	4条	市長、議会は住民投票に頼らずとも議論できる権限があるので、住民投票の発議権者は“市民のみ”にすべき。	否	市長や議会については、現在の権限を用いて市民意見を聞くために様々な手段をとることができ、安易に住民投票に頼って意思決定することは決して好ましいものとは考えておりません。ただ、逗子市は池子の米軍家族住宅建設の問題など、国の動向によっては迅速に市の意思決定を行う必要がでてくる可能性を否定することはできません。このため、将来市が緊急に意思決定をする必要が生じた場合等に、市長や議会の判断により住民投票を実施できるよう市長や議会に発議権を認めることは必要であると考えています。
47	住	4条	住民投票の市民発議に必要な署名数は、1/5以上にすべき。	採	5分の1以上とします。
48	住	—	地方自治法第74条第1項に基づく直接請求があり、それにより本条例と異なる内容で個別の住民投票条例が制定された場合は、その個別の住民投票条例により住民投票が実施されるのか。	—	実施されます。地方自治法による50分の1以上の署名は条例案を議会へ提案することはできますが、議決を得られない場合は、住民投票は実施されません。住民投票条例に設定された署名を集め発議された場合は、除外規定に該当しない限り実施されます。